

議案第17号 交野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う非常勤消防団員に係る退職報償金の額について、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から改定されることとなるため、本市条例についても同様の改正を行うもの。

2. 条例改正の主な内容

非常勤消防団員の退職報償金支給額について定める別表を次のように改正する。

退職報償金支給額表

(単位 円)

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	<u>1,079,000</u>
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>

※勤続年数の区分に、新たに「35年以上」を追加。

3. 施行期日：令和7年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年3月定例会

	議案の 件名	議案第17号 交野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）	
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、本市の消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。		他市においても、同様の改正が行われる。			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う非常勤消防団員に係る退職報償金の額について、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から改定されることとなるため、本市条例についても同様の改正を行うもの。		35年以上勤務する非常勤消防団員の退職が直近で予定されていないことから、退職報償金支給額変更に伴う歳入・歳出の増減はない。			
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正 令和7年4月1日施行		まちづくりの目標	目 標	—	
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営	
		施策	施 策	協働によるまちづくり	
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）			
		計画名称			
		策定年度			
有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間			
		〈政策等の実施時期〉		令和7年4月1日	
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
		消防本部	総務課	有 ・無 新旧対照表等	

交野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第21号）新旧対照表

新								旧						
(退職報償金の支給額)								(退職報償金の支給額)						
第2条 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。								第2条 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別紙に掲げる額を支給する。						
別表 退職報償金支給額表								別表 退職報償金支給額表						
階級	勤務年数							階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上		5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000	団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副団長	円 229,000	円 329,000	円 429,000	円 534,000	円 709,000	円 909,000	円 1,009,000	副団長	円 229,000	円 329,000	円 429,000	円 534,000	円 709,000	円 909,000
分団長	円 219,000	円 318,000	円 413,000	円 513,000	円 659,000	円 849,000	円 949,000	分団長	円 219,000	円 318,000	円 413,000	円 513,000	円 659,000	円 849,000
副分団長	円 214,000	円 303,000	円 388,000	円 478,000	円 624,000	円 809,000	円 909,000	副分団長	円 214,000	円 303,000	円 388,000	円 478,000	円 624,000	円 809,000

新								旧							
部長及び 班長	204, 000	283, 000	358, 000	438, 000	564, 000	734, 000	834, <u>000</u>	部長及び班 長	204, 000	283, 000	358, 000	438, 000	564, 000	734, 000	
団員	200, 000	264, 000	334, 000	409, 000	519, 000	689, 000	789, <u>000</u>	団員	200, 000	264, 000	334, 000	409, 000	519, 000	689, 000	